入　　札　　公　　告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成３１年　１月２４日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長　髙橋　宏昌

１．調　達　内　容

（１）調達件名及び数量　　「日本海スルメイカ新規加入量調査」に係る用船　一式

（２）調　達　仕　様　　入札説明書による。

（３）履　行　期　間　　自）２０１９年　４月１２日
至）２０１９年　４月２３日

（４）履　行　場　所　　入札説明書による。

（５）入　札　方　法　　入札金額は、用船料１ケ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て消費税１０％）を落札価格とする税抜きの金額を記載した書面を希望する者は、契約書案、入札書様式、委任状様式、入札説明書等（入札説明書、契約書、入札書様式、委任状様式、参加希望書、入札書、参加資格確認書、競争参加資格申請書、入札説明書等の交付を受けること。

①直接交付
神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－３
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部船舶管理課船舶係
電話０４５－２２７－６６４３
②郵送
ＦＡＸ０４５－２２７－６６７０
③封書
入札書様式、委任状様式、契約書案、入札説明書等（入札説明書、入札書様式、委任状様式、参加希望書、入札書、参加資格確認書、競争参加資格申請書、入札説明書等）の交付を受けること。

２．競争参加資格

（１）国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第１２条第１項及び第１３条の規定に該当しない者であること。

（２）平成２８・２９・３０年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｄ」の「調査・研究」、「賃貸借」又は「その他」の資格を有する者であること。ただし、地方公共団体の競争参加資格を有する者を除く。

（３）国立研究開発法人水産研究・教育機構契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき、国の機関の同様の指名停止を受けている場合は、契約期間中であること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる行為をしないこと。

３．入札説明書等の交付方法

４．入札説明会の日時及び場所等

５．提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を、下記６．に定める受領期限までに提出場所に正１部を提出すること。

６．入札の日時及び場所等

（１）入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

平成３１年２月２２日　１７時
３．①に同じ

（２）開札の日時及び場所

平成３１年３月１日　１４時００分
神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－３
クイーンズタワー法人B１５階
国立研究開発法人水産研究・教育機構　会議室
開札後、価格評価者の決定方法及びこれ以下の通り。
業務が。技術評価点の合計が最低価格を提案した者のうち、価格評価点の合計が最も高い者を落札者とするなお。

７．提案書の審査

入札者は、評価項目一覧（要求事項）に基づき審査し、基礎点及び価格点の合計が満点の６０％を超えた者を落札者とする。

８．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金

免除。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否

要。

（５）落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、かつ、最も高い価格で入札した者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格の制限を超えるときは、その者と契約を締結しない。

（６）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書を提出し、審査結果通知書に記載された資格の写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し又は共同体を除く。

（７）詳細は入札説明書による。

９．契約に係る情報の公表

（１）公表の対象となる契約先

次の①及び②に該当する契約先

①　当機構における役員経験者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注１として再就職していること又は課長相当職以上経験者（役員経験者）が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構における役員経験者（課長相当職以上経験者）が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※注１　「役員、顧問等」とは、役員、顧問の名称を有する者のほか、相談役、助言その他いかなる名称を有するかを問わず、当機構の運営に影響力を与えうる者をいう。

※注２　「役員経験者（当機構OB）」とは、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げる当機構の役員であった者をいう。

（２）公表記載事項

上記１、契約の相手方（当該契約の締結日における当機構の役員経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該契約に係る当機構との取引高の割合が、次の区分のいずれに当てはまるかの情報を公表する。

①　当機構の役員経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該契約に係る当機構との取引高の割合が、次の区分のいずれに当てはまるかの情報を公表する。

②　当機構の役員経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該契約に係る当機構との取引高の割合が、次の区分のいずれに当てはまるかの情報を公表する。

③　当機構の役員経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該契約に係る当機構との取引高の割合が、次の区分のいずれに当てはまるかの情報を公表する。

④　当機構の役員経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該契約に係る当機構との取引高の割合が、次の区分のいずれに当てはまるかの情報を公表する。

（３）当機構に係る情報

①　当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当該職員の在職期間）

②　当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しく応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

１０．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

１．調　　査　　名　：　日本海スルメイカ新規加入量調査

２．調査目的・概要

2019 年のスルメイカの加入量を漁期前の早期に把握すること、および把握精度向上を目的として、表層トロール網を用いて採集試験を行う。各県の試験研究機関と共同で日本海沿岸から沖合海域の分布状況を調査し、2019 年の加入量を予測するための資料を集積する。海洋観測等により、環境情報を収集することによって、本系群の分布様式と海洋環境の関連性を把握する。

３．調　査　内　容

＊各調査点において下記の調査を夜間に実施する。

①メモリー式 CTD による観測　（調査点　約 20 点）

・メモリー式 CTD を用いた観測（水深約 0～300m）を行う。機器取付及びウィンチ操作は乗組員が行い、メモリー式CTD により取得したデータ整理は調査員が行う。

・メモリー式 CTD を用いることが出来ない場合には予備のメモリー式 STD に代えて調査を行う。

・本調査で使用するメモリー式CTD（シーバード社製　SBE19Plus）またはメモリー式STD（アレック電子社製　AST-1000）は当機構が用意する。

②プランクトンネットによる採集（曳網回数 約 20 回）

・水深 150m までの鉛直曳網で実施する。原則として、1m/s で揚収し、動物プランクトンサンプルを取得する。

・本調査で使用するプランクトンネット（LNP ネット、口径 45cm、重量約 5kg、目合 0.33mm）、重錘（約 15kg）は当機構が用意する。

③表層トロール曳網によるスルメイカ採集（曳網回数 約 20 回）

・表層トロール網を用い、表面（ヘッドロープが水面に浮いた状態）で曳網し、採集調査を行う。基本的にワープ長 200m、船速約 3 ノットで曳網する。表層トロール網を用いた操作（トロールウィンチ取付け及び曳網等に係る操作）は乗組員が行う。

・本調査で使用する表層トロール網（ニチモウ社製 NRT13、口径 10m）および付属品は当機構が用意する。

４．調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

①　観測用ウィンチ　１台

・上記３．①及び②調査用　１台（同調査は同時に行わないため兼用可）

② トロールウィンチ　１台

・上記３．③調査用

③ 冷凍設備　約 0.1m^3

・調査にて採集した標本を保存するため、冷凍温度－20℃以下の冷凍設備（100L 程度の冷凍庫でも可能）を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

５．総　ト　ン　数　　300～500 トン

６．乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数）　３名

７．用　船　期　間　　２０１９年4月１２日～２０１９年4月２３日

８．運　航　予　定　　２０１９．４．１２　用船開始、調査機材等搬入、用船開始港出港
　　２０１９．４．２２　新潟港入港
　　２０１９．４．２３　調査機材等搬出（新潟港）、用船解除

９．調　査　海　域　　日本海

10．調 査 海 域 図

■は定点調査点、
×は選択調査ライン（案）

先に、調査定点を実施し、
その後に水温条件を基に
選択ラインで調査を実施。

＊定点調査点の実施予定
順も合わせて示す。

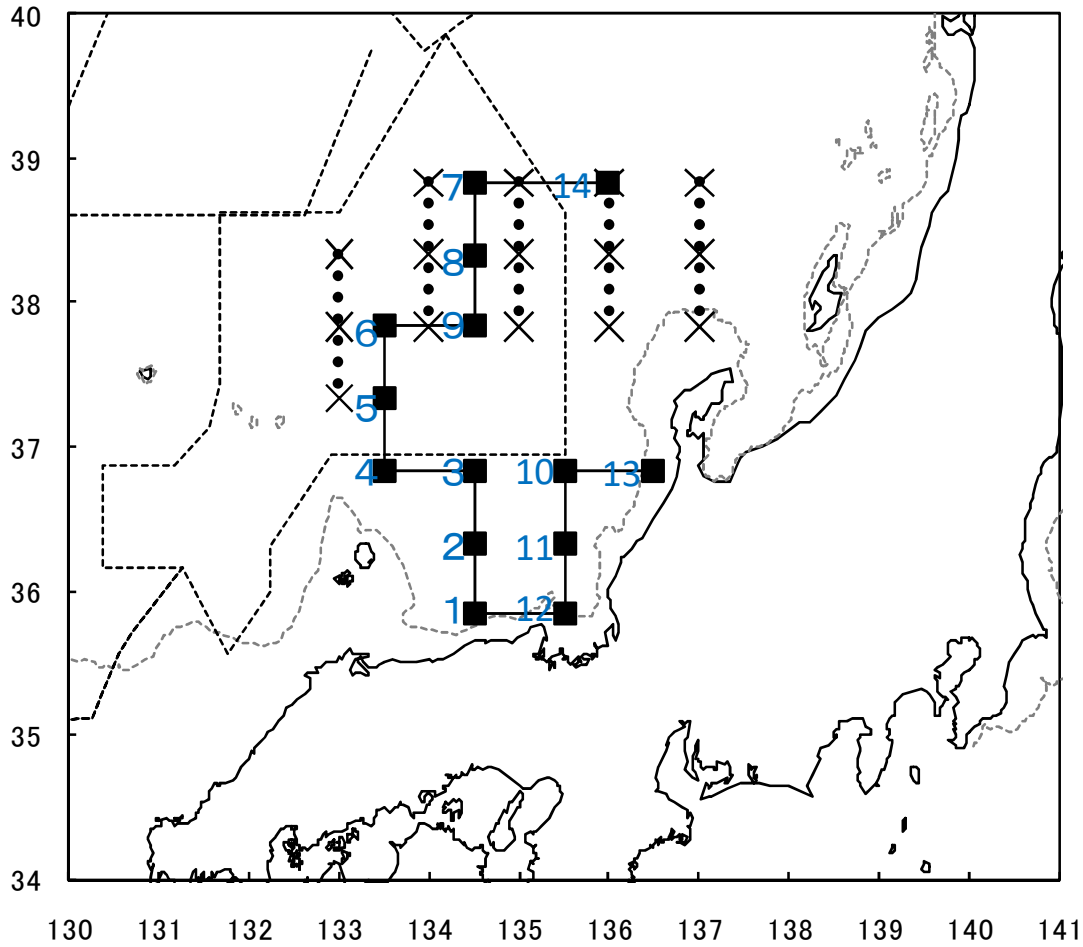

11．担 当 研 究 所　　日本海区水産研究所

12．そ　の　他

①詳細については担当職員の指示に従うこと。

②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。

④用船開始港については調査海域周辺（鳥取県から新潟県（日本海側））の港とし、調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、決定するものとする。